

夫婦同氏の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて民法における差別的規定の改正を求める
会長声明

2015年12月16日、最高裁判所大法廷（寺田逸郎裁判長）は、婚姻の際の「氏の変更を強制されない自由」は憲法上保障されていないこと、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないこと、個人の尊厳と両性の本質的平等という憲法第24条の要請に照らして夫婦同氏制が合理性を欠くとは認められないことを理由として、夫婦同氏の強制を定める民法第750条は憲法第13条、同第14条、同第24条のいずれにも違反するものではないと判断した。

一方、女性のみにも6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条については、100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すものとして、憲法第14条第1項及び同第24条第2項に違反するとの判断を下した。

民法第733条は違憲であると判断した点については、違憲判断の範囲で正当と評価できる。しかし、女性のみにも再婚禁止期間を設けることは、その期間を100日間に短縮したとしても必要最小限にしてやむを得ないものとはいえない。民法733条の目的は、父性推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争を防止するところにあるとされてきた。しかし、DNA鑑定技術の発達などにより、父子関係の確定が容易になった現在において、もはや同規定の必要性は大きく減退している。そのため、たとえ100日間に短縮しようとも、女性に対してのみ再婚禁止期間を設けることは、女性に対する不合理な差別であるばかりでなく、早期の婚姻を望む男女の婚姻の自由を侵害するものである。

また、民法第750条にかかる最高裁判所大法廷の判断は是認できない。同条が定める夫婦同氏制は、婚姻に際し、夫婦の一方が氏の変更を強制されるという点で、憲法第13条及び同第24条第2項が保障する個人の尊厳、同第24条第1項及び同第13条が保障する婚姻の自由、同第24条第2項が保障する両性の本質的平等を侵害するものである。

今回の最高裁大法廷判決においても、5名の裁判官（3名の女性裁判官全員を含む。）は、民法第750条は憲法第24条に違反するとの意見を述べた。岡部喜代子裁判官の意見（櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官及び山浦善樹裁判官が同調）は、氏による個人識別機能は個人の尊厳の基礎であること、氏を変更することで自己喪失感を持つに至ることもあり得ることを認めた上で、夫婦同氏制によって個人識別機能に対する支障や自己喪失感などの負担がほぼ妻に生じていることを指摘し、その要因として、女性の社会的経済的な立場の弱さや家庭生活における立場の弱さ、

事実上の圧力など様々なものがあることに触れており、夫婦同氏制が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえないと説示している。また、木内道祥裁判官の意見は、夫婦同氏制は、憲法24条にいう個人の尊厳と両性の本質的平等に違反すると説示し、「家族の中での一員であることの実感、夫婦親子であることの実感、同氏であることによって生まれているのだろうか」と疑問を投げかけている。

法制審議会は、1996年に「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定し、女性の再婚禁止期間の短縮及び選択的夫婦別姓制度の導入を答申した。また、国連の自由権規約委員会あるいは女性差別撤廃委員会は女性のみならず再婚禁止期間を定める民法第733条、夫婦同氏を強制する民法第750条について、日本政府に対し重ねて改正するよう勧告を行ってきた。しかし、国会は、上記各規定を放置し続けてきた。山浦善樹裁判官の反対意見も、1996年の法制審議会の答申以降相当期間を経過した時点において、民法第750条が憲法の諸規定に違反することが国会にとっても明白になっていたと指摘している。

当会は、国に対し、民法第750条及び同第733条を含む民法の差別的規定を、速やかに改正することを強く求める。

2015年（平成27年）12月28日

佐賀県弁護士会

会長 江崎 匡慶